

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和8年6月10日

高槻市長 濱 田 剛 史

制限付一般競争入札要綱

1 業 務 名 称	令和8年度水路暗渠調査業務委託	
2 履 行 場 所	高槻市 桃園町ほか 地内	
3 業 務 概 要	1. 水路調査 一式 2. 測量業務 一式	
4 履 行 期 間	令和8年7月10日 から 令和9年2月19日 まで	
5 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿（市内測量・建設コンサルタント等）に登録されており、希望業種が「測量 測量一般」であること。（ただし、必要書類が提出されていること。） 次の技術者が配置できること。 (3) ・照査技術者及び管理技術者（測量士取得者。兼任不可） ・測量主任技師（測量士の取得後、測量に関し、8年以上の実務経験を有する者） (4) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。	
6 入 札 参 加 申 請 必 要 書 類	(1) 制限付一般競争入札参加申請書 (2) それぞれの技術者の資格を有することが証明できるものの写し及び公的雇用証明書の写し	
7 申 請 書、仕 様 書 等 の 取 得 方 法	高槻市ホームページからダウンロードすること。	
8 入 札 参 加 申 請 書 の 提 出	(1) 提出方法 : 上記6 入札参加申請必要書類 を準備し、高槻市役所下水河川企画課へ持参又は書留等により郵送すること。郵送による提出は提出期間中に必着とする。なお、提出された書類の返却は行わない。 (2) 提出場所 : 高槻市役所 本館7階 下水河川企画課 (3) 提出期間 : 令和8年6月10日 午後 1時00分 から 令和8年6月23日 午後 5時00分 まで	
9 入 札 参 加 資 格 の 審 査	入札参加申請書類により入札参加資格を審査し、令和8年6月30日までに、適格者には入札通知書等必要書類を送付し、不適格者には理由を付した書面で通知する。	
10 予 定 価 格	¥ 5,766,000	※左記の金額は、消費税等額を含まない。
11 最 低 制 限 価 格	最低制限価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。	
12 質 疑 受 付	(1) 質疑の方法 : 質疑がある場合は、指定様式（様式1）にて、FAXにより提出すること。 (2) 質疑受付日時 : 令和8年6月12日 午後 5時00分 まで (3) 回答日時及び方法 : 令和8年6月16日 午後 1時00分 から 高槻市ホームページに掲載	

13 入札成立の条件	○ 必要応募者数	: 応募時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。
14 支払条件	(1) 前金払 (2) 部分払	: 無 : 無
15 保証金	(1) 入札保証金 (2) 契約保証金	: 免除 : 必要 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (契約金額の5%以上) (高槻市財務規則の定めるところにより、納付が免除となることがある。)
16 入札日時等	(1) 入札日時 (2) 入札場所	: 令和8年7月7日 午後 14時00分 : 高槻市役所 本館4階 入札室
17 落札候補者	(1) 落札候補者の決定 (2) 最低入札者が複数の場合	: 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最も低い入札額をられた者を落札候補者として決定する。 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
18 落札者の決定	落札候補者の参加資格の再確認	: 落札候補者について改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。
19 契約書	(1) 契約書の作成 (2) 電子契約を希望する場合	: 本市の定める様式により作成を要する。 : 落札者決定後、下記URLから「高槻市電子契約システム用メールアドレス」を下水河川企画課に送信すること。 https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11263
20 無効の入札	(1) (2) (3) (4)	: 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 : 予定価格を上回る入札、最低制限価格を下回る入札。 : 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。 : 入札参加資格を確認された者であっても、開札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。
21 その他	(1)	: 開札日から契約締結日の間において、落札者又は落札候補者が高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したときは契約を締結しないことがある。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

高槻市桃園町2番1号
高槻市 都市創造部 下水河川企画課
電話 072-674-7432 FAX 072-675-3252
高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>